

山 監 査 第 3 2 号

令和8年（2026年）5月29日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和7年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【教育委員会 社会教育課】

[津布田会館 指摘事項 (1) 納入済等通知書について]

施設使用料、コピー料及び電話料の指定金融機関への入金が原則の7日を超え、1か月から長いもので3か月程度と依然として長く、不適切である。(令和3年度及び令和5年度Cランク指摘事項)

平成26年6月に示された「公金収納と管理適正化の方策」において「収納した現金は可能な限り速やかに指定金融機関に払い込む。」としており、事故防止の観点からも施設での長期保管は不適切である。払込み時期を改善されたい。

[青年の家 指摘事項 (2) 納入済等通知書について]

申請書に対して許可書が発行されているもので、使用料が納入されていないものがある。(申請日8月1日、許可日8月1日、許可番号4507、使用料70円)

原因を確認し、適切に対処されたい。

[改善措置]

今後、このような事態が発生することのないように、職員全体に対し、適正な事務を行うよう改めて指導するとともに、以下のとおり事務処理の改善を行う。

(津布田会館 改善策)

- 市担当者による集金日を事前に示し、必ず毎週、集金を行い指定金融機関への払い込みを徹底する。
- 使用料の納付がない週については、津布田会館担当者より電話による連絡を行うこととする。
- 使用料収入簿を作成し、利用者からの現金収納日、市担当者による集金日等を記録することで、納付漏れが確認できるようにする。

(青年の家 改善策)

- この度の原因は、現金の金額確認を怠ったことによる納付漏れであった。これまで、財務システムでのみの管理しか行っていなかったため、今後は、使用料収入簿を作成し、申請日・許可日・使用料金額・使用料受領日・金融機関への納付日、還付日等を入力・管理することで、納付漏れを防止する。
- 使用料の収入状況については、複数人でのチェックを行うとともに、毎月、青年の家所長により、申請書、許可書等の確認を行うことで、適正な事務処理を行う。